

トピックス

農薬取締法の一部改正を含む最近の農薬をめぐる情勢について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 田 雑 征 治

はじめに

平成14年12月に改正された農薬取締法が15年3月10日から施行された。この農薬取締法の改正は、13年9月のBSE問題発生以降、中国からの輸入野菜の残留農薬問題、食品表示偽装事件等が続き、食品の安全性に関する国民の関心が高まってきていた時期に発生した昨年夏の無登録農薬問題が契機となった。また、本年5月には食品安全基本法の制定と関連法改正が行われた。農薬取締法も追加の改正が行われ、同年7月1日からその一部が施行されている。本年2月号では14年の改正の要点のみ掲載したため、本稿では、14年改正の内容を含め、改めて背景となった事件、改正法の内容、そして現在の取り組み状況について説明することとする。

I 14年改正

1 背景

14年7月に農林水産大臣の登録を受けていない農薬を販売していた2業者が「農薬取締法及び毒物及び劇物取締法違反」で逮捕されたことを契機に、無登録農薬が全国的に販売・使用されている実態が明らかとなり、44都道府県において約270の営業所（個人を含む）が約4,000戸の農家に10種類の無登録農薬を販売していたことが判明した。この結果、消費者の国産農産物への信頼を著しく損ない、無登録農薬が使用された農作物の出荷自粛などの事態を招いた。

このため、こうした事態を防ぐために、①無登録農薬の製造及び輸入の禁止、②無登録農薬の使用禁止と農薬使用基準の遵守義務化、③罰則の強化等を内容とする「農薬取締法の一部を改正する法律案」が14年10月25日に閣議決定され、第155回国会（臨時国会）に提出された。同法案は、衆議院、参議院の審議を経て、同年

12月11日に公布され、15年3月10日に施行された。

2 14年改正法の主な改正点

(1) 無登録農薬の製造及び輸入の禁止

農薬は製造業者または輸入業者から販売業者へ、そして販売業者から農家に販売されるのが通常であり、改正前の農薬取締法（以下「旧法」という）では、これらの業者を通じた販売を規制することにより農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るという体系をとっていたが、輸入代行業者を介した個人輸入等の無登録農薬が国内で販売および使用されている事実が判明し、業を営む者を対象とした販売段階のみの規制では違法な農薬の流通を防止することが困難であることが明らかとなった。

このため、14年の改正で、個人も対象に輸入時および製造時での網羅的な取り締まりを行うことにより、違法な農薬の出回りを封じる観点から、農薬の製造者または輸入者は、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造もしくは加工し、または輸入してはならないこととした。ただし、特定農薬、試験研究、および植物防疫法に基づく緊急防除に用いられる農薬については、この限りでないこととした。

(2) 特定農薬制度の創設

特定農薬は、その原材料に照らし農作物等、人畜および水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣および環境大臣が指定する農薬であり、無登録農薬の製造、輸入、使用を禁止したことに伴い、安全性が明らかなものにまで登録を要求する過剰規制を回避するために作られた仕組みである。

昨年末、特定農薬に関して都道府県およびインターネットを通じて寄せられた情報は延べ約2,900件あり、これらをもとに、専門家による検討会を経て農業資材審議会の見解を聞いた結果、とりあえず①重曹、②食酢、③使用する場所と同一の都道府県で採取されたテントウムシ等の天敵を特定農薬として指定することとした。

また、この制度の趣旨をわかりやすくするために、特定農薬を「特定防除資材」と呼ぶこととした。

(3) 農薬販売に関する規制の見直し

14年改正により、無償譲渡行為である授与を「販売」

The Situation Involving The Latest Agricultural Chemicals Including Partial Amendment of Agricultural Chemicals Regulation Law. By Seiji Tazou

(キーワード：農薬取締法、無登録農薬、農薬使用基準、特定農薬（特定防除資材）、マイナー作物、食品衛生法)

の定義に加えるとともに、業概念を廃止して「販売者」とし、氏名、住所等を都道府県知事に届け出なければならぬこととした。特定農薬に指定されたものを農薬として販売する場合も、届出が必要であることとした。

また、これまでの届出は、販売開始日から2週間以内であったが、販売を行う最初の日までに届け出るように改正した。ただし、農薬の販売者のうち、農薬の製造者または輸入者に該当する者については、特定農薬の製造者または輸入者を除き、農薬登録の際に必要な情報が提出されていることから都道府県知事への届出義務を課さないこととした。

さらに、農薬を販売する者は、登録番号等の真実な表示のある農薬および特定農薬以外の農薬を販売してはならないこととした。

一方、都道府県段階で立入検査等を行う権限と販売制限等の監督処分を行う権限を一元化させ、販売者の違法行為に対する対応の機動性を高めるため、無登録農薬の販売等を行った販売者に対し、農薬の販売の制限または禁止を行う権限に属する事務を都道府県知事が行うことができることとした。

(4) 農薬輸入の媒介を行う者の虚偽宣伝の禁止

旧法では、虚偽の宣伝の禁止はその対象が製造業者、輸入業者または販売業者に限られていたが、近年、輸入代行業者が、我が国で登録のない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝を行って農家に購入を勧めるケースが増加していたため、輸入の媒介を行う者についても虚偽の宣伝の禁止対象に加えて取り締まりを行うこととした。

(5) 使用禁止農薬の創設

旧法では使用禁止農薬の規定はなかったが、無登録農薬の使用を禁止するため、試験研究や緊急防除を除いて、容器または包装に登録番号等の真実な表示のある農薬（販売禁止農薬を除く）および特定農薬以外の農薬の使用を禁止することとした。

なお、次の21農薬については、農林水産省令で販売を禁止しており、改正法で使用も禁止することとなった。

ガンマBHC、DDT、エンドリン、アルドリン、ディルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、パラチオン、メチルパラチオン、TEPP、水銀剤、砒酸鉛、2,4,5-T、CNP、PCP、PCNB、ダイホルタン、水酸化トリシクロヘキシルスズ（プリクトラン）。

(6) 農薬使用基準の遵守義務化の創設

使用が認められている農薬であっても、使用方法を誤れば人畜等への被害が生じるおそれがあることから、農

林水産大臣および環境大臣が農薬使用者が遵守すべき基準を省令で定め、これに違反する農薬の使用を禁止することとした。ただし、試験研究や植物防疫法で定める緊急防除、さらには輸出用に防除する場合はこの限りでないこととした。

この措置により、従来の作物残留性農薬および土壌残留性農薬を廃止し、農薬使用者が遵守することが望ましい基準としていた農薬安全使用基準も同様に廃止した。

以下の農薬使用基準の内容は、農業資材審議会で審議され、パブリックコメントを行った後、本年3月10日から施行されている。

〈農薬使用基準の概要〉

○ 遵守義務

ア 食用農作物（食用農林産物を含む）または飼料作物への使用に当たり、農薬の容器または包装に表示されている

- ① 適用作物以外に使用しないこと
- ② 単位当たりの使用量の最高限度または希釈倍数の最低限度を超えた使用をしないこと
- ③ 定められた使用時期以外の時期に使用しないこと
- ④ 総使用回数を超過して使用しないこと

イ 農薬を倉庫等でくん蒸に使用する者（自ら栽培する農作物等のために使用する者を除く）、航空機を利用して農薬を使用する者およびゴルフ場で農薬を使用する者は農薬の使用計画を毎年度使用の最初の日までに提出すること

○ 遵守努力規定

- ア 農薬使用の帳簿への記載に努めること
- イ 有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めること
- ウ 航空機を利用して農薬を使用する場合および住宅地において農薬を使用する場合、農薬の飛散防止に努めること
- エ 水田で使用する農薬の流出防止措置を講じるよう努めること
- オ クロルピクリンおよび臭化メチルで土壌処理する場合、揮散防止措置を講じるよう努めること（決められた被覆期間を守る）

(7) 罰則の強化

旧法では、自然人は1年以下の懲役又は5万円以下の罰金、法人は5万円以下の罰金とされていたが、無登録農薬の販売などの違法行為が後を絶たず、抑止力が不十分であるとされた。

このため、他法の水準を考慮し、「自然人は3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれを併科す

る」こととした。法人は、「無登録農薬の製造、輸入若しくは販売、又は販売禁止農薬の販売に関する規定に違反した場合、一億円以下の罰金」とした。

II 15年改正

1 背景

14年改正案の国会審議において、違法農薬の回収を命ずる規定を設けるべきとの指摘があったことと、14年4月のBSE報告書において農薬の登録と食品衛生法の残留基準を同時設定すべきと指摘されたことを踏まえ、今年の第156回国会（通常国会）において再度の一部改正を行い、①販売禁止農薬、無登録農薬を販売した者に対する回収その他の措置命令、②農薬の登録、使用基準の策定と残留農薬基準との整合性を図るために必要な規定を内容とする農薬取締法の改正が、「食品の安全性確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律案」の一部として15年2月7日に閣議決定され、同年6月4日に国会を通過し、6月11日に公布された。

2 15年改正法の主な改正点

(1) 違法な農薬が販売された場合の回収命令等

先の臨時国会で指摘された事項を踏まえ、無登録農薬や販売を禁止した農薬が販売された場合に、農林水産大臣がその販売者に対して、販売された農薬の回収やその他必要な措置を命ずることができるとした。

この回収命令に違反した者には、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられることとされた。なお、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられることとした。

(2) 農薬の登録と残留農薬基準の整合性確保

14年4月に公表された「BSE問題に関する調査検討委員会報告」で指摘された農薬登録と食品衛生法の残留農薬基準の同時設定を行うため、農薬の登録に関して環境大臣が行う基準の設定、改廃に際し、厚生労働大臣への意見聴取を義務付けることとした。

また、食品安全基本法の制定により食品安全委員会が新たに設置されたことから、今後は、厚生労働大臣が食品安全委員会にその農薬の食品健康影響評価（リスク評価）について意見を求め、その結果をもとに、WTO通報等の諸手続を経て、食品衛生法に基づく残留農薬基準を制定してから、農林水産大臣が登録行為を行うこととなった。

(3) 農薬以外の除草剤（いわゆる非農耕地用除草剤）の表示規制

今回の法改正に係る審議において、衆議院で、いわゆる非農耕地専用の除草剤の表示について、購入者が農薬

と誤って購入しないよう規制する措置が盛り込まれた。

具体的には、農薬でない除草剤を販売する者は、その容器または包装に農薬として農作物等に使用できない旨の表示を義務付けるとともに、小売店においても店頭での同様の表示を義務付けることとなった。

なお、詳細な表示については、農林水産省令で定め示すことになる。

この表示義務に従わないときは、農林水産大臣は必要な措置をとるよう勧告できることとされており、その勧告に従わないときは、命令ができることとされた。この命令にも従わないときは、3年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる。

(4) 施行

15年の改正内容は、前述の(1)および(2)は15年の7月1日から施行されているが、(3)については、16年6月10日からの施行となっている。

III 現在の取り組み

(1) マイナー作物対策

14年改正では、食品の安全性確保を図るために、使用した農薬が残留基準を超えることがないように、決められた対象作物や使用方法の遵守を義務化した。しかしながら、栽培の少ない地域特産的なマイナー作物等は、農薬メーカーが作物残留試験などの経費負担を敬遠するため、適用申請がなされない傾向にあることから適用農薬が少なく、病虫害の発生に農薬を使えば罰則の対象になりかねない。農林水産省では、これまでもマイナー作物への農薬適用拡大を支援してきたが、現在二つの対策を進めている。

一つ目は、形状、利用部位等から類似性の高い作物としてグループ化できるものを「非結球アブラナ科葉菜類」、「非結球レタス」等11のグループにまとめ、各メーカーから登録変更申請を受け付けている。また、天敵やフェロモン剤については、「野菜類」といった単位で登録できるようにしている。

二つ目は、グループ化できないものについて、作物残留試験等が実施されて登録変更が行われるまでの当分の間、農薬使用基準の適用作物に経過措置を設け、安全な使用方法を設定する都道府県知事から申請された作物に対し、農林水産大臣が承認する仕組みを作った。承認された作物と農薬の組み合わせでの農薬使用は、都道府県に要望し指導を受けた者のみが行えることとしている。15年7月下旬時点で、承認された作物と農薬の組み合わせは6,000以上に達しており、今後もさらに増えることが予想されているが、この経過措置は、なるべく早期

(開始後2年を目途)に終了することを想定しており、各都道府県で作物残留試験等が短期間で行われるよう関係者の協力をお願いしているところである。

(2) 特定防除資材(特定農薬)の指定

昨年末の調査で寄せられた情報をもとに、「重曹」、「食酢」および「使用する場所と同一の都道府県で採取された天敵」の3種類が指定されたが、他の多くの資材は、農薬としての効果や安全性が不明であるとして、農薬かどうかも含めて判断が保留された。

判断が保留されたものについては、農薬としての効果やうたって販売されるものは従来どおり取り締まりの対象とするものの、使用者が自己の判断と責任で使用することは可能であり、今後、その効果と安全性に関する評価を行うこととされた。

現在までに、この方針に基づき、学識経験者による委員会において、特定防除資材指定のための評価に関する指針の検討を進めてきており、15年6月25日に開かれた農業資材審議会農薬分科会において一部の修正を条件に当該評価指針案が了承され、8月上旬を目途にパブリックコメントを行った上で指針を正式決定する予定である。今後、この指針を踏まえて、評価可能なデータが得られたものについて、順次評価を行い、指定の検討を行うこととしているが、具体的な指定に当たっては、食品安全委員会に食品健康影響評価について意見を求めた上で、農業資材審議会の意見を聴いて農林水産大臣と環境大臣が指定することとなる。

IV 食品衛生法の改正

農薬に関する他の法律として、食品衛生法も第156回国会で改正された。食品衛生法は、BSE問題や偽装表示問題などを契機として食品の安全に対する国民の不安や不信の高まりを背景に、食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図るために改正された。

改正は、①国民の健康の保護のためのより積極的な対応、②事業者による自主管理の促進、③農畜水産物の生産段階の規制との連携の、三つの視点に基づき実施された。

この中で、特に農薬に係る見直しとして重要なことは、農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)である。

食品衛生法上の現行の規制は、残留基準が定められていない農産物については農薬等が残留していても基本的に流通の規制はないが、ポジティブリスト制の移行後(改正法公布後3年以内に施行予定)は、人の健康を損

なうおそれのない量として厚生労働大臣が一定量を告示することとなっており、この量を超えて農薬等が残留する食品の流通が禁止されることとなる。一方、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの(特定農薬等を想定)はポジティブリスト制の対象外となる。

このことにより、特に、ある食用農作物について我が国や海外において適用となっていない農薬の残留基準値は、適用となっている農薬の残留基準値に比べ、低いレベルの一律の基準値となるため、農薬の適用外使用や農薬の飛散が原因で、農作物が食品衛生法の違反となる可能性が高くなる。

このため、この食品衛生法の改正により、食用農作物に対する農薬の適正使用の重要性がこれまで以上に高くなってきている。また、先に述べたマイナー作物対策のうちの経過措置を今後2年以内に終了としているのは、このポジティブリスト制の施行が今後3年以内に予定されているためである。

おわりに

農薬は、食品の安全という観点で消費者から強い関心もたれており、今回の改正は、そうした消費者の声に応えたものといえる。安全が確認された登録農薬を決められた使用方法で使うことにより、農薬の残留などの心配がなく、農産物の安全性が確保されるわけで、このことは、国内農産物の信頼を高める上で重要なことである。農薬使用者には十分このことを理解してもらい、適正な使用を行うようお願いしたい。

また、使用基準にもあるとおり、農薬の飛散を防止する措置を行っていただきたい。使用していないはずの農薬が作物に残留していたり、周辺住民とのトラブルのもとになるからである。このためには、散布者が風向きや剤型の選択等に注意することはもちろん、関係メーカーには農薬の製剤改良や散布機械の改良をお願いしたい。

農林水産省としては、改正農薬取締法に基づく農薬行政を進めていくために、改正の趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、農薬の正確な知識の普及、適正使用に向けた指導をいっそう行っていくこととしている。国産農産物の信頼を回復し、高めていくために、農薬使用者、地方自治体、関係機関の方々にご理解とご協力をお願いしたい。

登録情報を含めた農薬の最新情報については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp>)の「農薬コーナー」で提供しているので、農薬を使用する前にはぜひご確認いただきたい。